

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## R 2 企工 勝浦発電所 導水路内部点検調査業務 仕様書

### 第1条 業務目的

本業務は、本年度断水期間に合わせて勝浦発電所導水路等の内部を点検し、健全性の評価を実施し、補修が必要な箇所を選定を行うことを目的とする。

#### 【対象箇所】

徳島県勝浦郡勝浦町棚野～上勝町正木 勝浦発電所

- ①導水路トンネル 延長：約 6 km（うち内張鉄管φ 2.3m 延長 30m 含む）  
内空断面：直径 2.36m 馬蹄形水路(全面コンクリート巻)  
覆工コンクリート巻厚 20 cm～ 40 cm
- ②立川支水路 沈砂池 延長：約 20 m  
内空断面：幅 4m 高さ 3.25 m～ 4.95m
- ③立川支水路 気泡除去室 延長：(上流側)10m (下流側)20m  
内空断面：(上流側)直径 3m (下流側)直径 5m
- ④調圧水槽 下部水室 延長：約 22m  
内空断面：直径 3.5 m～ 4.82m

### 第2条 業務内容

#### (1) 調査

##### 1) 計画準備

資料収集、現地踏査及び断水期間等を勘案し調査計画を立案する。また、現地点検調査に必要な資機材等を準備する。

##### 2) 点検調査

###### ①目視点検

前回点検記録をもとに導水路トンネル等の内部目視点検を行い、変状箇所・状況を記録・写真撮影する。

適宜、打音調査等は併用して行う。

点検結果を点検記録表及び写真ファイルに整理する。

###### ②漏水（湧水）量調査

過去の導水トンネル湧水箇所調査表等を参考に漏水（湧水）量の測定及び写真撮影を行う。

###### ③健全性調査

導水路全体としての健全性（進行度）を把握するため、起点より追加距離 200 m 毎にコンクリートの健全性（劣化度）を点検ハンマー等により確認・評価し、異常がある地点は写真撮影を行う。

変状等により補修が必要と判断される箇所について、コンクリートや鋼構造の健全性（劣化度）を点検ハンマー等又は目視観察により確認・評価し、変状の状態を写真撮影する。

## (2) 健全性の評価

点検及び健全性調査で変状等や漏水（湧水）量測定結果を点検記録表に写真と共に整理し、考察する。

点検結果及び前回点検結果（平成 26 年度）から健全性について評価し、必要に応じて詳細調査及び補修方法の提案を行う。

## (3) 報告書作成

点検調査業務の成果としてとりまとめを行う。

## (4) 打合せ

打合せ協議は、着手時 1 回、中間時 2 回、成果納品時 1 回の計 4 回とする。

## 第 3 条 成果品

成果品は、報告書(A 4 版) 1 部、電子媒体(CD-R) 2 部（正・副各 1 部）とする。

## 第 4 条 留意事項

本業務の導水路内部等の立ち入り期間は令和 3 年 1 月 12 日から令和 3 年 2 月 1 日までを予定している。その期間以外は導水路内部等に立ち入り出来ないため、他作業等との調整を図り、調査は速やかに短期間で実施するものとし、調査漏れのないよう留意すること。

## 第 5 条 諸法令の遵守

本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等